

甲 第 2 0 号 議 案

岡山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部  
を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する  
条例の一部を改正する条例

岡山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成  
27年市条例第72号）の一部を次のように改正する。

別表第2の4の項を次のように改める。

4 市長	児童福祉法による負担能力の認定 又は費用の徴収に関する事務であ って規則で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情 報であって規則で定めるもの
		児童福祉法による母子生活支援施設における 保護の実施に関する情報であって規則で定め るもの
		児童福祉法による児童及びその家庭について の調査及び判定に関する情報又は障害者関係 情報であって規則で定めるもの
		生活保護法（昭和25年法律第144号）に よる保護の実施若しくは就労自立給付金若し しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以 下「生活保護関係情報」という。）又は中国

		残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の8の項中「障害者関係情報」を「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報又は障害者関係情報」に改め、同表9の項を次のように改める。

9 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の22の項中「障害者関係情報」を「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報又は障害者関係情報」に改め、同表27の項を次のように改める。

27	子ども・子育て支援法（平成24	児童福祉法による児童及びその家庭について
----	-----------------	----------------------

市長	年法律第65号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	の調査及び判定に関する情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
	岡山市ひとり親家庭等医療費給付条例による医療費の給付に関する情報であって規則で定めるもの	
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の31の項中「障害者関係情報」を「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報又は障害者関係情報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）の一部改正に伴い、個人番号の利用の範囲を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 1 号 議 案

岡山市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市個人情報保護条例の一部を改正する条例

岡山市個人情報保護条例（平成12年市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第1号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

第16条の2中「総務大臣及び番号法第19条第7号」を「内閣総理大臣及び番号法第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第16条の2の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 2 号 議 案

岡山市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

岡山市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第13条第1項の規定に基づき、条例又は規則に基づく手続について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにすることにより、情報通信技術を活用した行政の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 市の条例及び規則等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。）をいう。
- (2) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (3) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (4) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することがで

きない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

(5) 申請等 申請，届出その他の条例等の規定に基づき市の機関（議会を除く。以下同じ。）に対して行われる通知をいう。

(6) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。

(7) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(8) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録を作成し，又は保存することをいう。

(9) 手続等 申請等，処分通知等，縦覧等又は作成等をいう。

（電子情報処理組織による申請等）

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては，当該条例等の規定にかかわらず，規則で定めるところにより，規則で定める電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については，当該申請等に関する他の条例等に規定する方法により行われたものとみなして，当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は，当該申請等を受ける市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には，当該署名等については，当該条例等の規定にかかわらず，電子情報処理組織を使用した個人

番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

5 申請等のうち、当該申請等に関する他の条例等の規定において使用料又は手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該使用料又は手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定



されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないもの

(2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。)

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付を要しない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

条例等に基づく手続について、情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 2 3 号 議 案

岡山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
岡山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 1 8 日 提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

岡山市職員の育児休業等に関する条例（平成4年市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア（ア）を削り、同ア（イ）中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同（イ）を同ア（ア）とし、同ア（ウ）を同ア（イ）とする。

第19条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 4 号 議 案

岡山市職員退職年金等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
岡山市職員退職年金等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 1 8 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市職員退職年金等に関する条例等の一部を改正する条例

(岡山市職員退職年金等に関する条例の一部改正)

第 1 条 岡山市職員退職年金等に関する条例（昭和 2 9 年市条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条中「2 0 歳未満の子又は孫にあつては、未だ婚姻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）していない場合に限り、」を削り、「2 0 歳」を「1 8 歳」に改める。

第 3 3 条第 3 項並びに第 3 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 号中「2 0 歳」を「1 8 歳」に改める。

(岡山市職員退職年金等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 岡山市職員退職年金等に関する条例等の一部を改正する条例（昭和 5 1 年市条例第 6 0 号）の一部を次のように改正する。

附則第 8 条第 1 項中「一に」を「いずれかに」に、「掲げる」を「定める」に改め、同項第 1 号中「第 1 2 条第 1 項」を「第 3 3 条第 3 項」に改め、「をいう」の次に「。次号において同じ」を加え、「（1 8 歳以上 2 0 歳未満の子にあつては精神又は身体に障害がある者に限る。）」を削り、同項第 2 号中「（前号に規定する子に限る。）」を削る。

(岡山市吏員退隠料条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 岡山市吏員退隠料条例等の一部を改正する条例（昭和51年市条例第59号）の一部を次のように改正する。

附則第9条第1項中「一に」を「いずれかに」に、「掲げる」を「定める」に改め、同項第1号中「をいう」の次に「。次号において同じ」を加え、「（18歳以上20歳未満の子にあつては精神又は身体に障害がある者に限る。）」を削り、同項第2号中「（前号に規定する子に限る。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（岡山市職員退職年金等に関する条例の適用に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において岡山市職員退職年金等に関する条例第32条の規定による遺族年金について同条例第33条第2項及び第3項の規定による加給の原因となる未成年の子がある場合における当該子に対する同項の規定の適用については、同項中「18歳未満の子」とあるのは「20歳未満の子（婚姻した子を除く。）」と、「18歳以上の子」とあるのは「20歳以上の子（婚姻した20歳未満の子を含む。）」とする。

3 施行日の前日において未成年の子又は孫について給与事由が生じている岡山市職員退職年金等に関する条例第32条の規定による遺族年金に係る当該子又は孫に対する同条例第13条及び第34条第1項の規定の適用については、同条例第13条中「18歳以上の子又は孫」とあるのは「20歳以上の子又は孫（婚姻した20歳未満の子又は孫を含む。）」と、第34条第1項第3号中「18歳」とあるのは「20歳」と、同項第4号中「18歳以上の子又は孫」とあるのは「20歳以上の子又は孫（婚姻した20歳未満の子又は孫を含む。）」とする。

（岡山市吏員退隠料条例の適用に係る経過措置）

4 施行日の前日において岡山市吏員退隠料条例第43条第1項の規定による遺族扶助料について同条例第47条第2項及び第3項の規定による加給の原因となる未成年の子がある場合における当該子に対する同項の規定の適用については、同項中「未成年の子」とあるのは「20歳未満の子（婚姻した子を除く。）」と、「成年の子」とあるのは

「20歳以上の子（婚姻した20歳未満の子を含む。））」とする。

- 5 施行日の前日において未成年の子について給与事由が生じている岡山市職員退隠料条例第43条第1項の規定による遺族扶助料に係る当該子に対する同項並びに同条例第45条及び第51条第1項の規定の適用については、同条例第43条第1項中「未成年の子」とあるのは「20歳未満の子（婚姻した子を除く。））」と、「成年の子」とあるのは「20歳以上の子（婚姻した20歳未満の子を含む。））」と、同条例第45条及び第51条第1項第4号中「成年の子」とあるのは「20歳以上の子（婚姻した20歳未満の子を含む。））」とする。

（岡山市職員退職年金等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 施行日の前日において岡山市職員退職年金等に関する条例第33条第1項第1号又は第2号に規定する遺族年金について第2条の規定による改正前の岡山市職員退職年金等に関する条例等の一部を改正する条例（昭和51年市条例第60号）附則第8条第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）の規定による加算の原因となる未成年の子がある場合における当該子に対する岡山市職員退職年金等に関する条例第33条第3項及び第2条の規定による改正後の岡山市職員退職年金等に関する条例等の一部を改正する条例附則第8条第1項の規定の適用については、岡山市職員退職年金等に関する条例第33条第3項中「18歳未満の子」とあるのは「20歳未満の子（婚姻した子を除く。））」と、「18歳以上の子」とあるのは「20歳以上の子（婚姻した20歳未満の子を含む。））」と、岡山市職員退職年金等に関する条例等の一部を改正する条例附則第8条第1項第1号中「である子」とあるのは「である子（18歳以上20歳未満の子（婚姻した子を除く。））にあつては精神又は身体に障害がある者に限る。））」と、同項第2号中「である子」とあるのは「である子（前号に規定する子に限る。））」とする。

（岡山市職員退隠料条例等の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 7 施行日の前日において岡山市職員退隠料条例第47条第1項第1号又は第2号に規定する遺族扶助料について第3条の規定による改正前の岡山市職員退隠料条例等の一部を改正する条例（昭和51年市条例第59号）附則第9条第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）の規定による加算の原因となる未成年の子がある場合における当該子

に対する岡山市吏員退隠料条例第47条第3項及び第3条の規定による改正後の岡山市吏員退隠料条例等の一部を改正する条例附則第9条第1項の規定の適用については、岡山市吏員退隠料条例第47条第3項中「未成年の子」とあるのは「20歳未満の子（婚姻した子を除く。）」と、「成年の子」とあるのは「20歳以上の子（婚姻した20歳未満の子を含む。）」と、岡山市吏員退隠料条例等の一部を改正する条例附則第9条第1項第1号中「である子」とあるのは「である子（18歳以上20歳未満の子（婚姻した子を除く。）にあつては精神又は身体に障害がある者に限る。）」と、同項第2号中「である子」とあるのは「である子（前号に規定する子に限る。）」とする。

#### 提案理由

民法の一部改正に伴い、年金を受けるべき遺族の範囲を改める等のため、関係条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 5 号 議 案

岡山市市税条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市市税条例の一部を改正する条例

岡山市市税条例（昭和 2 5 年市条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 2 条第 1 号を次のように改める。

(1) 商品である軽自動車等であつて規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

軽自動車税の種別割の課税免除の要件を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。



甲 第 2 6 号 議 案

岡山市区役所支所及び地域センター設置条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

岡山市区役所支所及び地域センター設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 1 8 日 提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市区役所支所及び地域センター設置条例の一部を改正する条例

岡山市区役所支所及び地域センター設置条例（平成 2 0 年市条例第 6 7 号）の一部を次のように改正する。

別表北区役所一宮地域センターの項中「岡山市北区一宮 5 5 3 番地 1」を「岡山市北区一宮 6 3 8 番地 1」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提案理由

北区役所一宮地域センターを移転するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 7 号 議 案

岡山市文化芸術基本条例の制定について

岡山市文化芸術基本条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市文化芸術基本条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 基本理念等（第 3 条—第 5 条）

第 3 章 岡山市文化芸術推進計画等（第 6 条—第 9 条）

第 4 章 岡山市文化芸術推進会議（第 1 0 条—第 1 3 条）

第 5 章 雑則（第 1 4 条）

附則

岡山市は、豊富な水資源と温暖な気候風土に恵まれ、古くから吉備文化の中心地として栄えてきた。市内に数多く存在する遺跡は、往時の生活文化やその水準の高さを今に伝えており、中でも造山古墳などの巨大古墳は古代吉備勢力の繁栄を示している。吉備津彦命きびつひこのみことによる温羅退治うらの伝説は今に語り継がれ、昔話「桃太郎」の起源になったとされる。戦国時代から江戸時代にかけては、旭川河畔に築かれた岡山城の城下町として栄え、治山治水や干拓により各地域の振興が図られた。さらに、明治以降は、時代の大きな変革の波に挑む人々の英知により、福祉、医療、教育、政治、経済等の様々な分野で高い水準を備えた地方都市へと発展し、各種交通網の整備等により、今なお中四国地方の中核拠点都市として発展を続けている。

この間、文化芸術は常に人々と共にあった。地域の人々が連綿と紡いできた生活そのも

のが文化であり、そこに暮らす人々の心や地域社会をより豊かにしてきたものが文化であり芸術である。文化芸術は、我々の心に地域への愛着や誇りを根付かせる。

人は、自らが属するコミュニティ等の価値観を身に付け育つ。その後、多くの人と出会い、様々な経験をし、様々な文化芸術に触れ、心を揺さぶられるような体験を経て、価値観を変化させながら成長する。さらに、多様性の尊重や価値観の相互理解は、新たな価値観を生み出す土壌となり、人の持つ可能性を開花させ、新たな文化芸術の創造へと導く。こうした文化芸術の創造的な発展が、地域をより魅力あるものとし、人々はさらに地域への愛着や誇りを深め、次代の活力と賑わいのある地域づくりへとつながっていく。

岡山市が未来に向けてより一層発展していくためには、文化芸術に関する持続的な活動とこれを支える市民等の存在が不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにすること等により、文化芸術の振興を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、本市における文化芸術の持続的な発展を図り、もって生きがい及び安らぎのある心豊かな市民生活並びに活力及び創造性にあふれ魅力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化芸術活動 文化芸術を創造し、若しくは享受し、又はこれらの活動を支援する活動をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、勤務し、若しくは通学し、又は市内において文化芸術活動を行う者をいう。
- (3) 文化芸術団体 市内において文化芸術活動を行う法人その他の団体をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う全てのものをいう。

(5) 市民等 市民，文化芸術団体及び事業者をいう。

## 第2章 基本理念等

### (基本理念)

第3条 文化芸術の振興に当たっては，多様な文化芸術を創造し，享受することが市民の生まれながらの権利であることを基本とする。

2 文化芸術の振興に当たっては，文化芸術の担い手である市民等の自主性及び創造性が十分に尊重されるものとする。

3 文化芸術の振興に当たっては，多様な文化芸術活動が活発に行われる環境の整備を行うとともに，文化芸術活動を担う人材の育成を図るものとする。

4 文化芸術の振興に当たっては，歴史，風土等に培われてきた本市の文化芸術を保存し，継承し，及び新たな文化芸術へと発展させるよう努めるものとする。

5 文化芸術の振興に当たっては，文化芸術を生かしたまちづくり及び地域づくりを行うとともに，積極的な情報発信等により国内外の地域及び人々との文化芸術を生かした交流を図るものとする。

### (市の責務)

第4条 市は，前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり，文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

### (市民等の役割)

第5条 市民等は，文化芸術を享受するとともに，自らが文化芸術の担い手として，自由で主体的な文化芸術活動の推進等に努めるものとする。

2 市民等は，自らの個性や地域の特性を生かしながら，相互に理解し，連携し，協働して文化芸術活動に努めるものとする。

## 第3章 岡山市文化芸術推進計画等

### (岡山市文化芸術推進計画)

第6条 市長は，本市の文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため，文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第7条の2第1項の規定により，岡山市文化芸術推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は，推進計画の策定及び変更に当たっては，第10条の岡山市文化芸術推進会議

に意見を聞くものとする。

3 市長は、推進計画の策定及び変更に当たっては、その趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く市民等の意見を求めるよう努めるものとする。

(施策)

第7条 市は、基本理念及び推進計画に基づき、文化芸術の振興を図るとともに、文化芸術活動の持続的な発展を推進し、市民等が文化芸術を享受できるよう必要な支援等の施策を行うものとする。

(顕彰)

第8条 市は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(財政上の措置)

第9条 市は、文化芸術の振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

#### 第4章 岡山市文化芸術推進会議

(岡山市文化芸術推進会議の設置)

第10条 文化芸術の振興に関する本市の施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術基本法第37条の規定により、岡山市文化芸術推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第11条 推進会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 推進計画の策定及び変更に関すること。
- (2) その他文化芸術の振興に関すること。

(組織等)

第12条 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 8 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議等)

第13条 推進会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 推進会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

## 第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 提案理由

文化芸術の振興に関し、基本理念等を定め、総合的かつ計画的に推進することにより、本市における文化芸術の持続的な発展を図り、もって心豊かな市民生活及び魅力ある地域社会の実現に寄与するため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 2 8 号 議 案

岡山芸術創造劇場条例の一部を改正する条例の制定について

岡山芸術創造劇場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山芸術創造劇場条例の一部を改正する条例

岡山芸術創造劇場条例（令和 2 年市条例第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「岡山市北区表町三丁目 1 0 番， 1 1 番， 2 3 番及び 2 4 番」を「岡山市北区表町三丁目 1 1 番 5 0 号」に改める。

別表中「第 1 1 条関係」を「第 7 条， 第 1 1 条関係」に改め， 同表大劇場楽屋の部中楽屋 9 の項を次のように改める。

中楽屋 9	1, 0 0 0	1, 0 0 0	1, 0 0 0	3, 0 0 0
-------	----------	----------	----------	----------

別表大劇場楽屋の部中楽屋 1 2 の項を次のように改める。

中楽屋 1 2	2, 0 0 0	2, 0 0 0	2, 0 0 0	6, 0 0 0
---------	----------	----------	----------	----------

別表大劇場楽屋の部に次のように加える。

中楽屋 1 3	1, 0 0 0	1, 0 0 0	1, 0 0 0	3, 0 0 0
---------	----------	----------	----------	----------

別表に次のように加える。

ギャラリー A 及び B	1, 3 0 0	1, 7 0 0	1, 7 0 0	4, 0 0 0
ギャラリー A	7 0 0	9 0 0	9 0 0	2, 2 0 0
ギャラリー B	7 0 0	9 0 0	9 0 0	2, 2 0 0
劇場共用部。ただし，管 理運営上支障がない範囲 に限る。	1 平方メートル につき 3 0	1 平方メートル につき 4 0	1 平方メートル につき 4 0	1 平方メートル につき 1 0 0

別表備考 5 中「ときは」を「場合は，劇場共用部を使用するときを除き」に改め， 同表

中備考5を備考6とし、同表備考4第1号中「又は備考3」を「から備考4まで」に改め、同表中備考4を備考5とし、同表備考3の次に次のように加える。

#### 4 ギャラリーの使用料の割増し

次の各号に掲げる場合のギャラリーの使用料は、当該各号に定める額とする。

- (1) 大劇場等の使用に付随せずギャラリーを使用する場合であって、ギャラリーについて第16条第2号の許可を受けて使用するとき 基本使用料に4を乗じて得た額
- (2) 大劇場等の使用に付随してギャラリーを使用する場合であって、次のいずれかに該当するとき 基本使用料に2を乗じて得た額
  - ア 大劇場等について第16条第2号の許可を受け、又は入場者から入場料等として5,000円を超える額を収受して使用するとき
  - イ ギャラリーについて第16条第2号の許可を受けて使用するとき

#### 附 則

この条例は、岡山芸術創造劇場条例の施行の日から施行する。

#### 提案理由

岡山芸術創造劇場の新たな施設区分及びその使用料の額を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。



甲 第 2 9 号 議 案

岡山市コミュニティハウス条例の一部を改正する条例の制定について  
岡山市コミュニティハウス条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市コミュニティハウス条例の一部を改正する条例

岡山市コミュニティハウス条例（昭和50年市条例第63号）の一部を次のように改正する。

別表岡山市弘西コミュニティハウスの項中「岡山市北区番町二丁目11番20号」を「岡山市北区番町一丁目14番9号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提案理由

岡山市弘西コミュニティハウスを移転するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 0 号 議 案

岡山市外国人市民会議設置条例の一部を改正する条例の制定について  
岡山市外国人市民会議設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市外国人市民会議設置条例の一部を改正する条例

岡山市外国人市民会議設置条例（平成 2 3 年市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 2 号中「2 0 歳」を「1 8 歳」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

民法の一部改正に伴い、岡山市外国人市民会議委員の資格要件を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 1 号 議 案

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正  
する条例の制定について

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を  
次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正  
する条例

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年市条例第 9  
6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 3 条第 1 項第 5 号中「附則第 2 0 条第 1 項」を「附則第 2 7 条第 1 項」に、「附則  
第 3 条第 1 項」を「附則第 1 0 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 2 3 年厚生省令第 6 3 号）の一部改正  
に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 2 号 議 案

岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部  
を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める  
条例の一部を改正する条例

岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成  
24年市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第3号中「附則第20条第1項」を「附則第27条第1項」に，「附則第  
3条第1項」を「附則第10条第1項」に改める。

第6条第2項第3号及び第72条第2項第3号中「附則第20条第1項」を「附則第2  
7条第1項」に改める。

附 則

この条例は，令和4年4月1日から施行する。

提案理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成2  
4年厚生労働省令第15号）の一部改正に伴い，所要の措置を講ずるため，本条例の一部  
を改正しようとするものである。

甲 第 3 3 号 議 案

岡山市指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める

条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める

条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

岡山市指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成 3 0 年市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「令和 4 年 3 月 3 1 日」を「令和 6 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成 3 0 年厚生労働省令第 3 号）の一部改正に伴い，指定福祉型障害児入所施設の人員等に関する基準の経過措置を延長するため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 4 号 議 案

岡山市指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める  
条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部  
を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める  
条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

岡山市指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部  
を改正する条例（平成 3 0 年市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「令和 4 年 3 月 3 1 日」を「令和 6 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サ  
ービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成 3 0 年  
厚生労働省令第 2 号）の一部改正に伴い，指定障害者支援施設等の人員等に関する基準の  
経過措置を延長するため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 5 号 議 案

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年市条例第 1 2 2 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 章 罰則（第 5 3 条）」を 「第 4 章 雑則（第 5 3 条）」に改める。  
第 5 章 罰則（第 5 4 条）」

第 5 条第 2 項から第 6 項までを削る。

第 3 8 条第 2 項を削る。

第 4 2 条第 1 項第 3 号中「この号」の次に「及び第 4 項第 1 号」を加える。

第 5 3 条を第 5 4 条とする。

第 4 章を第 5 章とし、第 3 章の次に次の 1 章を加える。

第 4 章 雑則

（電磁的記録）

第 5 3 条 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）は、記録，作成，保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の

有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法



- 3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、特定教育・保育施設等における記録等について、電磁的記録により行うことを可能とする等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 6 号 議 案

岡山市立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市立認定こども園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立認定こども園条例の一部を改正する条例

岡山市立認定こども園条例（平成 2 7 年市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表岡山市御津金川認定こども園の項の次に次のように加える。

岡山市庄内認定こども園 岡山市北区三手 1 5 番地 1

第 4 条の表に次のように加える。

岡山市妹尾認定こども園 岡山市南区箕島 1 0 2 4 番地 2

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（岡山市立保育所条例の一部改正）

2 岡山市立保育所条例（昭和 3 9 年市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表岡山市庄内保育園の項を削る。

（岡山市立学校条例の一部改正）

3 岡山市立学校条例（昭和 3 9 年市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 号の表岡山市立庄内幼稚園の項及び岡山市立妹尾幼稚園の項を削る。

提案理由

岡山市庄内認定こども園及び岡山市妹尾認定こども園を設置する等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 7 号 議 案

岡山市ハレカハーフ基金条例の制定について

岡山市ハレカハーフ基金条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市ハレカハーフ基金条例

(設置及び目的)

第 1 条 公共交通高齢者・障害者運賃割引事業の財源に充てるため、岡山市ハレカハーフ基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、毎会計年度の当該歳入歳出予算に計上して、第 1 条に規定する事業に要する経費に充てるものとする。

2 前項の場合において、剰余金が生じたときは、基金に編入するものとする。

(処分)

第 5 条 基金は、第 1 条に規定する事業に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

公共交通高齢者・障害者運賃割引事業の財源に充てる基金を設置するため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 3 8 号 議 案

岡山市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市営駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市営駐車場条例の一部を改正する条例

岡山市営駐車場条例（昭和46年市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条の表岡山市営鹿田町駐車場の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

岡山市営鹿田町駐車場を廃止するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 9 号 議 案

岡山市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

岡山市自転車等駐車場条例（昭和 6 3 年市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 3 無料自転車等駐車場の表築港新町バス停自転車駐車場の項の次に次のよう  
に加える。

ひかり幼稚園前バス停自転車駐車場	岡山市南区築港新町
------------------	-----------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

ひかり幼稚園前バス停自転車駐車場を設置するため、本条例の一部を改正しようとする  
ものである。

甲 第 4 0 号 議 案

岡山市公園条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市公園条例の一部を改正する条例

岡山市公園条例（昭和 3 5 年市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 4 中「岡山操車場跡地公園（仮称）」を「北長瀬未来ふれあい総合公園」に改める。

別表第 1 第 1 項の表大供公園の項を削る。

別表第 1 第 4 項の表，別表第 2 第 1 項の表，別表第 3 並びに別表第 5 第 5 項の表及び第 1 2 項の表中「岡山操車場跡地公園（仮称）」を「北長瀬未来ふれあい総合公園」に改める。

附 則

この条例は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

岡山操車場跡地公園（仮称）の名称を変更し，及び大供公園を廃止するため，本条例の一部を改正しようとするものである。



甲 第 4 1 号 議 案

岡山市児童遊園地条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市児童遊園地条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市児童遊園地条例の一部を改正する条例

岡山市児童遊園地条例（昭和 4 8 年市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

津高 5 号遊園地	岡山市北区津高
今在家第 1 遊園地	岡山市中区今在家
円山第 3 遊園地	岡山市中区円山
横井上第 1 0 遊園地	岡山市北区横井上
古都宿第 3 遊園地	岡山市東区古都宿
庭瀬第 5 遊園地	岡山市北区庭瀬

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

津高 5 号遊園地ほか 5 遊園地を設置するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 2 号 議 案

岡山市建築関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市建築関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市建築関係事務手数料条例の一部を改正する条例

岡山市建築関係事務手数料条例（平成 1 2 年市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号）」を「、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号）及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 4 9 号）」に改める。

第 2 条中「及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律」に改め、「第 1 4 条」を「第 1 5 条」に改める。

第 1 8 条を第 1 9 条とし、第 1 5 条から第 1 7 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 1 4 条の次に次の 1 条を加える。

（マンションの管理計画の認定申請に対する審査手数料）

第 1 5 条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 3 第 1 項の規定によるマンションの管理に関する計画（以下「管理計画」という。）の認定の申請及び同法第 5 条の 6 第 1 項の規定による更新の申請に対する審査手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 市が指定する法人が交付する適合証（申請に係る管理計画がマンションの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 4 第 1 号から第 3 号までに掲げる基準に適合している

ることを証する書類をいう。)の提出がある場合 3,400円に1を超える長期修繕計画の数に1,500円を乗じて得た額を加算した額

(2) その他の場合 24,000円に1を超える長期修繕計画の数に13,800円を乗じて得た額を加算した額

2 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の7第1項の規定による管理計画の変更の認定の申請に対する審査手数料の額は、7,900円に次の各号に掲げる変更する事項の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額を加算した額とする。

(1) 管理組合の運営に関する事項 800円

(2) 管理規約に関する事項 600円

(3) 管理組合の経理に関する事項 700円

(4) 長期修繕計画に関する事項 1,500円

(5) その他の事項 500円

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

マンションの管理の適正化の推進に関する法律の規定に基づき、マンション管理計画の認定申請に対する審査手数料を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 3 号 議 案

岡山市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市営住宅条例の一部を改正する条例

岡山市営住宅条例（平成9年市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同項第2号ア中「必要がある者」の次に「（以下「老人等」という。）」を加え、同号を同項第3号とし、同項中第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 入居者が18歳以上の者であること。

第5条第2項中「老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者」を「老人等」に、「前項第1号」を「前項第2号」に、「同項第1号、第2号、第4号及び第5号」を「同項第2号、第3号、第5号及び第6号」に改め、同条第3項中「老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者（以下「老人等」という。）」を「老人等」に改め、同条第4項中「20歳」を「18歳」に、「第1項第2号から第6号まで」を「第1項第3号から第7号まで」に改める。

第6条第1項中「第6号」を「第7号」に改め、同条第2項中「前条第1項第2号エ」を「前条第1項第3号エ」に、「同項第2号から第6号」を「同項第1号及び第3号から第7号まで」に改める。

第8条第4項中「身体障害者、老人又は20歳未満の子を扶養している者」を「老人、心身障害者、ひとり親世帯の者等」に改める。

第28条第1項中「第5条第1項第2号」を「第5条第1項第3号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(岡山市営改良住宅条例の一部改正)

2 岡山市営改良住宅条例（平成9年市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第1項第6号」を「第1項第7号」に、「第5条第1項第2号」を「第5条第1項第3号」に改める。

提案理由

民法の一部改正に伴い、入居者の年齢条件を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 4 号 議 案

岡山市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

岡山市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和 3 9 年市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表岡山市南消防署の項中「岡山市南区南輝二丁目 2 番 5 号」を「岡山市南区浦安南町 4 9 5 番地 8 8」に改め、同表備考を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

岡山市南消防署を移転するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 5 号 議 案

岡山市消防団員の定員，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

岡山市消防団員の定員，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように  
制定するものとする。

令和 4 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市消防団員の定員，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例

岡山市消防団員の定員，給与，服務等に関する条例（昭和 3 9 年市条例第 5 4 号）の一  
部を次のように改正する。

第 5 条を次のように改める。

（報酬）

第 5 条 団員には，報酬（年額報酬及び出動報酬をいう。以下同じ。）を支給する。

2 年額報酬の額は，別表第 1 の左欄に掲げる階級に応じ，同表の右欄に定める額とする。

3 出動報酬の額は，別表第 2 の左欄に掲げる出動の区分に応じ，同表の右欄に定める額  
とする。

第 7 条第 2 項中「別表第 1」を「別表第 3」に改め，同条第 3 項を削る。

別表第 2 を削り，別表第 1 を別表第 3 とし，附則の次に次の 2 表を加える。

別表第 1（第 5 条関係）

階級	年額報酬の額
団長	8 2, 5 0 0 円
副団長	6 9, 0 0 0 円
分団長	5 0, 5 0 0 円
副分団長	4 5, 5 0 0 円
部長，班長	3 7, 0 0 0 円
団員	3 6, 5 0 0 円

別表第 2（第 5 条関係）

出動の区分	出動報酬の額
防御，警戒等に関する出動	1 回当たり，8，000 円。ただし，1 回当たりの従事時間が 4 時間に満たない場合は，4，000 円とする。
訓練等に関する出動	1 回当たり，3，000 円

備考

- 1 この表において「防御，警戒等に関する出動」とは，次に掲げる出動をいう。
  - (1) 火災による消防活動のための出動
  - (2) 暴風雨，豪雨，洪水，高潮，地震，噴火，崖崩れその他の異常な自然現象，大規模な事故による消防活動のための出動
  - (3) 誤報に基づく出動
  - (4) 救急現場における救急隊への業務協力
  - (5) 人命救助又は行方不明者の捜索を目的とする活動
  - (6) 前各号に掲げるもののほか，これらに類する出動
- 2 この表において「訓練等に関する出動」とは，次に掲げる出動をいう。
  - (1) 歳末火災予防警備，防火広報並びに地域住民に対する火災予防の啓発，防火指導及び応急手当の普及指導
  - (2) 地域住民からの依頼による地域行事への協力支援
  - (3) 警防技術，救命技術，火災予防技術等の習熟を図るための研修及び消防団の事務に関する研修
  - (4) 消防訓練礼式の基本動作を習熟するための訓練
  - (5) 消防訓練，水防訓練及び防災訓練
  - (6) ポンプ車及び小型動力ポンプの操法訓練並びにその準備
  - (7) 消防団の組織運営等に関する会議
  - (8) 消防出初式，辞令交付，車両配置等の公式な式典及びその準備
  - (9) 前各号に掲げるもののほか，これらに類する出動

附 則

この条例は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。



#### 提案理由

消防団員の報酬の額を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 9 4 号 議 案

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 3 月 2 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

岡山市国民健康保険条例（昭和36年市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第9条の3中「第16条」の次に「及び第16条の3」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第12条の6中「630,000円」を「650,000円」に改める。

第12条の7中「第16条」の次に「及び第16条の3」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第12条の15中「190,000円」を「200,000円」に改める。

第16条の見出しを「（低所得者の保険料の減額）」に改め、同条第1項中「630,000円」を「650,000円」に改め、同条第3項中「630,000円」を「650,000円」に、「190,000円」を「200,000円」に改め、同条第4項中「630,000円」を「650,000円」に改める。

第16条の2の次に次の1条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第16条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第12条又は第12条の4の基礎賦

課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第12条第2項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。

2 第12条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第12条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第12条の4」とあるのは「第12条の10又は第12条の13」と、「第12条第2項」とあるのは「第12条の10第2項」と、前項中「第12条第3項」とあるのは「第12条の10第3項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第16条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第12条又は第12条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第16条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第12条第2項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第12条第2項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。）

5 第12条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第12条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第12条の4」とあるのは「第12条の10又は第12条の13」と、「第12条第2項」とあるのは「第12条の10第2項」と、前項中「第12条第3項」とあるのは「第12条の10第3項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第12条の6，第12条の15，第16条及び第16条の3の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料の賦課限度額を改め、及び未就学児の被保険者均等割額の減額措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。